

ID: 0430

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用料の返還									
例規名 根拠条項	長門市物産観光センター条例施行規則 第5条ただし書き									
例規番号	平成17年規則第102号									
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用料の返還)                  第5条 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>返還の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。</td> <td rowspan="2">既納使用料の全額</td> </tr> <tr> <td>(2) 条例第6条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。</td> <td>市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>				事由	返還の率	(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。	既納使用料の全額	(2) 条例第6条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。	(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	市長が定める額
事由	返還の率									
(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。	既納使用料の全額									
(2) 条例第6条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。										
(3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	市長が定める額									
<p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ</p>										
標準処理期間	3日									
備考										
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日							